

世田谷区告示第37号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月2日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

34-G090

2 変更の区間

世田谷区中町五丁目34番5の内

3 変更の区域

延長 4.53メートル

幅員 0.50メートル

面積 2.26平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年2月2日

案 内 図



区管理道路の区域編入部分（供用開始）

街区

中町五丁目33番

